

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月16日提出

新居浜市長 石川 勝 行

平成25年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）





歳 入

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 地方交付税		5,910,998	233,432	6,144,430
	1. 地方交付税	5,910,998	233,432	6,144,430
16. 財産収入		38,998	27,000	65,998
	2. 財産売払収入	20,001	27,000	47,001
17. 寄附金		26,626	26,000	52,626
	1. 寄附金	26,626	26,000	52,626
18. 繰入金		698,791	74	698,865
	1. 基金繰入金	698,791	74	698,865
20. 諸収入		1,856,419	6,000	1,862,419
	1. 延滞金・加算金及び過料	50,000	6,000	56,000
歳 入 合 計		48,065,672	821,665	48,887,337

歳 入 歳 出 予 算 補 正

( 歳 入 )



第2表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合文化施設建設推進費	56,650
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター整備事業	3,780

第3表 繰越明許費補正

変更

千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	5 都市計画費	上部東西線改良事業（街路）	77,651	80,213
10 教育費	5 社会教育費	大島交流センター整備事業	115,019	121,392